平成２５年（フ）第２７号
札幌市手稲区曙４条３丁目１番５―102号
破産者　渡辺　昭亜
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３８号
宮城県塩竈市旭町２番19号　２Ｆ
破産者　吉田　天修
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４２号
山形県東田川郡庄内町余目字町113番地１
破産者　佐藤　純一
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第４３号
福島県いわき市泉町下川字畑中107番地の１５号室
破産者　高木　孝育
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第９５６号
埼玉県桶川市鴨川２丁目11番７号
破産者　島村　重晴
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８２号
富山県滑川市有金546番地７、前住所富山県滑川市有金193番地２
破産者　奥村　一吉
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０１号
長野市宮沖3213番地１、開始決定時の住所長野市大字安茂里7991番地
破産者　吉田　忠義
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
長野市宮沖3213番地１、開始決定時の住所長野市大字安茂里7991番地
破産者　吉田　佾子
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
長野市豊野町豊野659番地１　豊野清風園
破産者　藤原　茂夫
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０９号
長野県松本市大字寿豊丘1167番地９
破産者　藤原　　保
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第４８号
長野県飯田市大門町107番地
破産者　齊藤　幸郎
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第６０号
岐阜県高山市上岡本町４丁目331番地２
破産者　大倉　研一
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第２号
滋賀県彦根市平田町748番地３　101号、前住所滋賀県彦根市小泉町956番地２
破産者　北川啓一郎
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１０７号
滋賀県近江八幡市西庄町801―１、住民票上の住所滋賀県近江八幡市西庄町802番地
破産者　増田　龍治
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第３８６号
岐阜県大垣市清水町28番地　シャローＦ502、開始決定時の住所京都市山科区西野様子見町１番地２　山科団地３棟910号
破産者　喫酒喫菜えはらことたから物産こと江原久夫こと　咸　　久夫
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６０３２号
大阪府八尾市北木の本３丁目15番地の６
破産者　森下　　廣
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１７号
大阪市生野区新今里５丁目７番２号
破産者　すし壱番ことうどん香川こと　香川　剛司
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７９６号
大阪府茨木市丑寅２丁目22番25号エルムマンション101号、開始決定時大阪府茨木市大池１丁目３番23号
破産者　桶谷　敏明
1　決定年月日　平成25年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部